

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）における学生が支援措置を受けられる大学として確認を行いましたので、次のとおり公表します。

記

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）について

令和6年8月1日  
津市

（公立短期大学）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	備考
三重短期大学	三重県津市一身田中野 157番地	津市	三重県津市西丸 之内23番1号	